

資料 4

本町花川線事業について

≪協議事項≫

協議内容	北海道中央バス石狩線廃止に伴い新たに本町花川線デマンド型交通事業（道路運送法 21 条：実証運行申請）の創設について協議を行う ① 運行系統又は運送の区間 ② 運行日 ③ 乗降地点数 ④ 運賃 ⑤ 車両
設定理由	本町花川線デマンド型交通事業について、道路運送事業法第 21 条のスキームを活用して実証事業を行う。
検討経緯	北海道中央バス社の石狩線の路線廃止（R7.12.14）に伴い、本町地区から花川地区までの代替交通を構築する。初年度は実証期間と位置づけ、 ①定時性を確保できる運行モデルの構築 ②シームレスな乗降を可能にする予約・料金体系の構築を行う。

≪事業内容≫

事業期間	R7.12.15～R8.3.31
適用法令	道路運送法第 21 条
運行事業体	石狩市（三和交通株式会社・ダイコク交通株式会社に業務委託）
運行系統又は運送の区間	本町地区 ¹ 親船東地区 ² 志美地区 石狩湾新港地区 ³ 花川地区 ⁴ (図 1 参照)
運行日	日祝日除く平日・土曜日運行 午前 6 時から午後 9 時まで (午前 10 便・午後 8 便で対応) (別表 1 参照)
乗降地点数	乗降場所は運行エリア内に一定間隔でバーチャルバスストップを設定する。バーチャルバスストップは北海道中央バス旧バス停、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、郵便局、公共施設等に設置
運賃	1) エリアによる料金設定 (別表 1 参照) 2) 通学・小児 (満 18 歳以下) 割引 (50%割引) 3) 身体障がい者割引 (身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方) (50%割引) 4) 高齢者 (満 75 歳以上) 割引 (50%割引)
車両	小型バス・ワゴン車

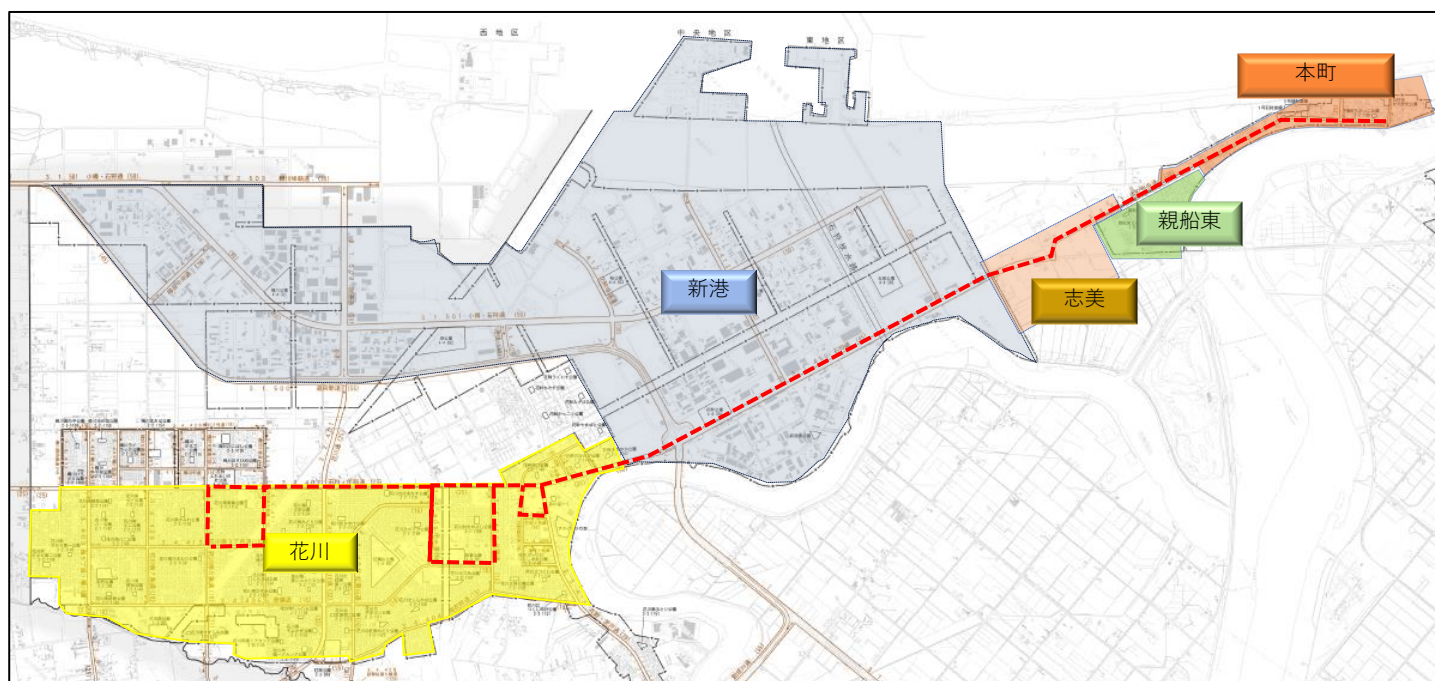
¹ 弁天町、親船町、浜町、新町、横町、船場町、本町

² 親船東 1 条 1 丁目～3 条 2 丁目

³ 新港中央 1 丁目～新港中央 4 丁目、新港東 1 丁目～新港東 2 丁目、新港東 4 丁目、新港南 1 丁目～新港南 3 丁目

⁴ 花川北、花川南、花畔

【図1】



【別表1】

	本町～庁舎前	花川北・花川南
本町～庁舎前	300	500
花川北・花川南	500	路線バス区間

《主な乗降区間の運賃》

	石狩 (本町～庁舎前)	整備工場前 (本町～庁舎前)	石狩中学校 (本町～庁舎前)	7線 (本町～庁舎前)	庁舎前 (本町～庁舎前)	石狩病院前 (花川北・南)	花川南5-3 (花川北・南)
石狩 (本町～庁舎前)		300(240) +60	300(250) +50	300(380) -80	300(470) -170	500(680) -180	500(680) -180
整備工場前 (本町～庁舎前)	300(240) +60		300(240) +60	300(250) +50	300(370) -70	500(580) -80	500(580) -80
石狩中学校 (本町～庁舎前)	300(250) +50	300(240) +60		300(250) +50	300(370) -70	500(580) -80	500(580) -80
7線 (本町～庁舎前)	300(380) -80	300(250) +50	300(250) +50		300(240) +60	500(480) +20	500(480) +20
庁舎前 (本町～庁舎前)	300(470) -170	300(370) -70	300(370) -70	300(240) +60			
石狩病院前 (花川北・南)	500(680) -180	500(580) -80	500(580) -80	500(480) +20			
花川南5-3 (花川北・南)	500(680) -180	500(580) -80	500(580) -80	500(480) +20			

() は、現在の運賃